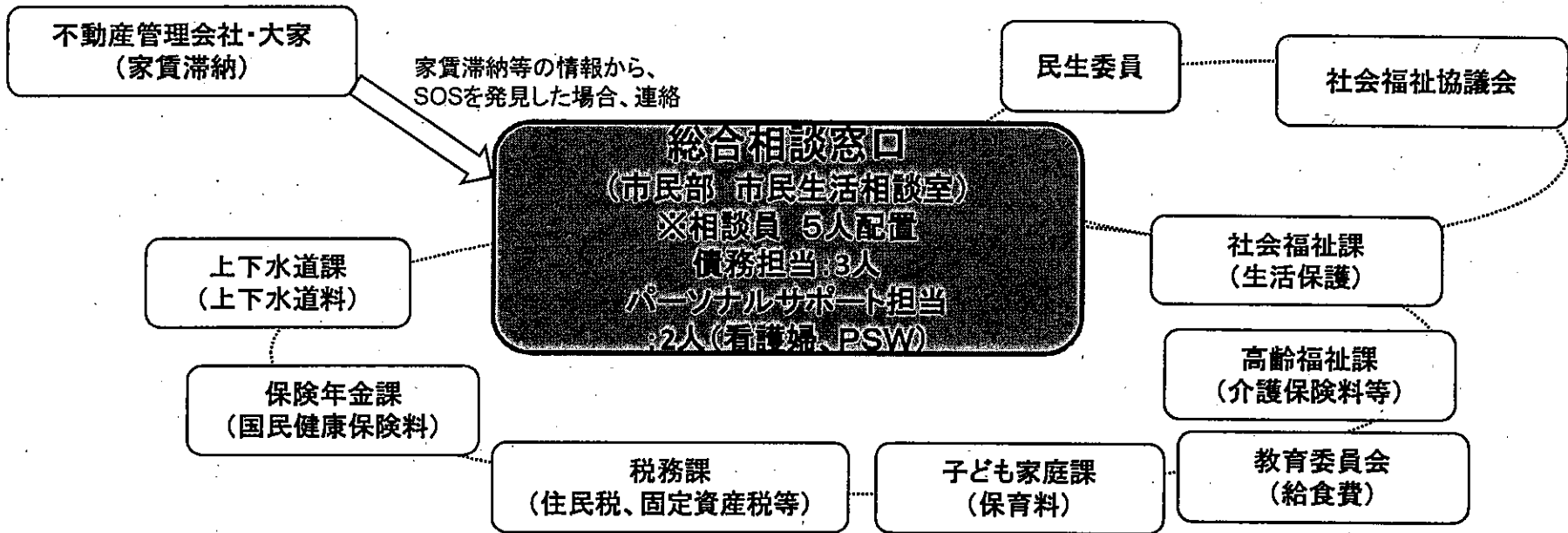


野洲市の事例【直営＋既存の総合相談窓口に併設】

<ポイント>

- ・ 市の既存の総合相談窓口の機能を強化(新たに相談窓口を設置するよりも効率的)。
- ・ ワンストップで相談対応が可能であり、利用者への利便性が高い。
- ・ 直営のため、自治体内部組織(福祉事務所等)との連絡調整、連携を円滑に行うことが容易。特に、税務担当や、国民健康保険担当、水道担当等の滞納情報を活用することにより、生活困窮者の早期把握・早期支援が可能に。市にとっても、過払い金の改修等を通じて滞納額の圧縮に寄与。

野洲市(人口:約5万人)の取組事例



※ 消費生活センターと市民総合相談窓口を併設する自治体も多く、上記の総合相談窓口を、消費生活センターとして考えることも可能。

富士宮市の事例【直営＋地域包括支援センターに併設】

<ポイント>

- ・ 高齢者向けの総合相談窓口である地域包括支援センターに、新たな人員を配置し機能を強化(全世代対応型に)。新たな相談窓口を設置するよりも包括センターのノウハウを活用し効果的、効率的な運営が可能。
- ・ 直営で実施することにより、自治体内部組織との連絡・調整、連携は容易。
- ・ 8か所のブランチを設置し、地域住民の利便性を向上。

富士宮市(人口:約14万人)の取組事例

高齢者に限らず、主訴が明確でないケースや重層的な課題のあるケースの相談を受理

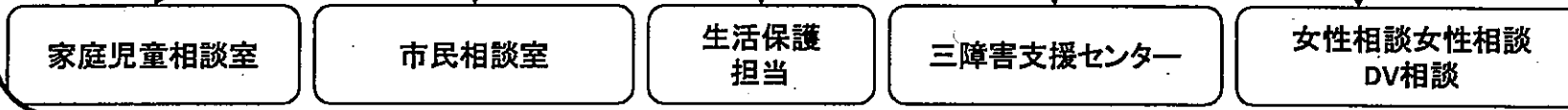
地域型支援センター(ブランチ) 8か所

しらいと	フジヤマ	のぞみ	みゆき
富士宮社協	星の郷	高原荘	百恵

市役所

富士宮市地域包括支援センター(直営)
 (福祉総合相談課) ※全体で22名職員配置(独自財源で上乘せ配置も実施)
 【相談業務担当】社会福祉士(4)、保健師(3)、精神保健福祉士(1)、主任介護支援専門員(1)
 【介護予防担当】保健師(1)、ケアプランナー(10)、理学療法士(1)、事務職員(1)

必要に応じて連絡調整・支援体制



各関係機関との連絡調整会議

関係行政機関、保健福祉機関・医療機関・インフォーマルな機関等、利用者の支援に必要と思われる機関を、市の責任で招集

※ 特に民間委託型の場合、地域包括支援センターではなく、障害者相談支援事業所や障害者就労・生活支援センターを選択肢とすることも考えられる。

豊中市の事例【委託＋地域福祉ネットワークで対応】

※ 総合相談支援センターを設置しない事例であるが、「制度の狭間」に取り組み、民間活用型ながら行政との連携が緊密であり、かつ社会資源の開拓も視野に入れる参考例。

豊中市(人口:約39万人)の取組事例

大阪府

福祉なんでも相談窓口(小学校区)

○校区福祉委員、民生・児童委員など地域のボランティアによる運営(既存施設の活用)、○交流、情報の受発信、○地域福祉活動の拠点、○専門職などによる出張相談。

総合相談支援センター機能

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)
※7中学校区に各2名配置
【豊中市社会福祉協議会が受託】

相談

支援

支援

調整

生活圏域(7地域ごとに設置) ☆地域福祉ネットワーク会議☆

主催:社会福祉協議会、CSW

【構成】行政の福祉関連部局、社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター、福祉施設、保健師、保育士、保健所、消防、警察、介護保険事業者、障害相談支援ネットワーク“えん”、民生・児童委員、校区福祉委員などが参加。

情報提供

豊中市地域福祉関係連絡会議

主催:市

【構成】市関係部局(健康福祉・子育て・人権・危機管理・政策推進・環境・建築・土木・教育・消防・病院)、とよなか都市創造研究所、社会福祉協議会

支援

ライフセイフティネット総合調整会議 主催:市地域福祉課＋社会福祉協議会

関係行政機関などが集まり、地域課題やその解決に向けて協議。子ども家庭センター、保健所、行政機関の代表などが参加。

千葉県中核地域生活支援センター【委託＋複数自治体による広域共同設置】

厚生労働省
作成資料

<ポイント>

- ・ 県が複数自治体ごとに1か所の総合相談センターを置いている例。
- (・ 単独では相談センターの設置が難しく、かつ、適切な民間委託先がない小規模自治体では、複数市町村と共同で一法人に委託することが考えられる。)

千葉県中核地域生活支援センター「がじゅまる」(圏域人口:約62万人)の事例

(注) 中核地域生活支援センターは、福祉圏域ごとに県が委託して設置されている例だが、複数自治体による同一の民間法人への委託による広域共同設置のイメージの参考になると考えられる。

